

平成29年度 さいたま市立大谷場小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

○いじめは絶対に許さない。

○いじめは卑劣な行為である。

○いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。

「いじめは、全ての児童に関する問題である。」いじめの傍観者や観衆を減らすことで、いじめが減らせる。いじめの、問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立大谷場小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校全体に「いじめを許さない、起こさない」という認識を醸成し、いじめの早期発見、早期対応に努める。いじめを発見又は、相談を受けた場合には速やかに学校いじめ対策委員会で組織的な対応をする。
- 2 児童理解を深め、児童一人ひとりが、集団の中での存在感、成就感、満足感等を味わえる学級づくり、学校づくりを推進する。
- 3 一人の教員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければならない。
- 4 いじめる側の児童に対し、成長支援の観点に立ち毅然とした態度で指導するとともに、いじめている児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行うとともに、保護者、地域、関係機関との連携を図る。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめが「解消している」状態の2つの要件

- ①いじめに係る行為がやんでいる状態の期間が少なくとも3か月間続いていること。
- ②被害者児童が心身の苦痛を感じていないことを、被害者本人及びその保護者に対して面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ防止委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、学校関係者評価委員（PTA会長、育成会会長、主任児童委員代表、中学校長、公民館長）
※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー
- (3) 開催
ア 定例会（各学期1回程度開催）
イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

【未然防止】

- ・いじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

- ・いじめ相談・通報を受ける窓口を作る
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集をする
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害者児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携と対応を組織的に行う

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回計画的に行う
- ・実情に即して適切に機能しているかについて点検し、見直しを行う

2 子どもいじめ防止委員会

- (1) 目的：児童自らがいじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：児童会長（1名）、児童会副会長（2名）、児童会書記（3名）、各委員会委員長（8名）、4～6年代表委員（18名）
- (3) 開催：学期1回程度（代表委員会と兼ねる）、6月のいじめ撲滅強化月間に合わせた取組中心

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を児童全体に伝える。
 - ウ 話し合った取組を推進する。
- } いじめ撲滅スローガン

V いじめの未然防止「学校いじめ防止プログラム」

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教諭を中心に、全教職員の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 各学期1回ずつ「D-(17)(18)(19) 生命の尊さ」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間（6月）」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学級や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○ 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○ 授業の実施：5年生 6月 6年生 6月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○ 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○ 「携帯・インターネット安全教室」の実施：6年生 5月

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

・児童のささいな変化に気づくこと。

・気づいた情報を共有すること。

・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察を徹底する。

(2) 授業中：発表すると笑われたり、正しいことを言っても支持されたりしない。嫌な雰囲気になる。

机、いす、ノートなどに落書きがされている。

班編成などの際に、なかなか所属が決まらない。

(3) 休み時間：職員室の近くをうろうろしている。

ひとりぼっちになっている。

いたずらをされたり、プロレスごっこの相手をさせられたりする。

(4) 給食時間：極端な盛り付けをされる。

班から机を離して食べている。(机を意識的に離されている。)

(5) 下校時：荷物を持たされている。

ひとりぼっちで帰っている。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月、10月、11月、1月 ※必要に応じて実施。
- (2) アンケートの結果 : 学年、学校全体で共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。
面談した児童について、記録をとり保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。
- (2) 11月中旬を教育相談週間とし各学級児童全員と簡単な面談を実施する。その際、名簿を利用し、相談内容を記録する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 毎月1回、教育相談日を設定するとともに、相談室だよりを配付する。(さわやか相談員来校)
 - ② 教育相談室の充実を図る。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 11月（年1回実施）
- (2) アンケート結果の活用 : 学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 防犯ボランティア : いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報または情報の提供を行う。
- (2) チャレンジスクール : いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報または情報の提供を行う。

VII いじめの対応

いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報報告し、「児童の心のサポート手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ防止委員会を開催する。
- 教頭は、校長を助け、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ防止委員会を開催する。
- 教務主任は、管理職を補佐する。

- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
 - いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担任を補助する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
 - 担当する学年の情報共有を行う。
 - 校長、教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
 - 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、担任や管理職、各主任と情報交換を十分行い、児童には教育相談的手法を使って対応する。
- 特別支援教育コーディネーターは、学級担任を支え、解決策を一緒に考える。
 - 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、児童の心に寄り添い、身体的な面からもアプローチして児童のケアに当たる。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、学級担任を支え、専門的な立場からの解決策を提案する。
 - 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。
 - ア) いじめ防止委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ防止委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ防止委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

1 職員会議

- (1) 「いじめの防止等のための基本的な方針」の周知徹底 : 4月に行う。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証
 - 7月、12月にアンケートを実施し、長期休業に入った直後に集計を行う。その後、検証会議（特別支援教育、国際教育、人権教育の充実）を行う。

2 校内研修

- (1) 授業の改善、充実のための研修
 - すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図る。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解を深めるために、学期ごとに生徒指導・教育相談に係る児童の情報交換を行う。
 - 専門的な研修を行う。
- (3) 情報モラル研修
 - インターネットを通じて行われるいじめへの対応力を高めるために行う。

X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
 - (1) 検証を行う期間：年2回とする。
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ防止委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 「取組評価アンケート」の実施期間： 7月、 12月とする。
 - (2) いじめ防止委員会の開催時期： 5月30日（火）、 2月とする。
 - (3) 校内研修会等の開催時期： 5月30日（火）8月とする。